

令和5年度 集団指導

令和3年度制度改正事項 (義務化事項編)

中部広域市町村圏事務組合



令和3年度制度改正事項（義務化される項目）

	項目	対象サービス	義務化される内容	努力義務期間	義務化開始
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	障害者虐待防止のさらなる推進	全サービス	①研修の実施 ②委員会の設置 ③委員会での検討結果を従業員に周知 ④責任者の設置	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～
4	身体拘束等の適正化の推進	訪問系サービス	①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①R3.4.1～ ②～④ R4.4.1～
		訪問系以外 (相談系除く)	②委員会の設置 ③委員会での検討結果を従業員に周知 ④指針の整備 ⑤研修の実施	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①H24～ ②～④ R4.4.1～

◆虐待防止のための具体的な措置

(1) 虐待防止委員会の設置

【委員会の役割】

- ・虐待防止のための計画策定
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討

【構成メンバー】

- ・管理者、虐待防止責任者等
- ・構成メンバーの役割分担を明確にするとともに専任の虐待防止担当者を決めておく。

【委員会の開催頻度】

- ・少なくとも1年に1回（直近1年で考えるとされています。）

【委員会における具体的な対応】

- ・虐待についての報告様式の整備
- ・虐待についての記録、報告
- ・報告事例の集計、分析
- ・事例の再発防止策の検討
- ・労働環境、条件の確認のための様式の整備、確認された内容の集計、報告、分析
- ・報告事例、分析結果の周知
- ・再発防止策の効果の検証

(2) 虐待防止のための指針の整備

【指針に盛り込むべき項目】

- ・ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・ 虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 事業所内で発生した虐待の報告方法等の手法等に関する基本方針
- ・ 虐待防止発生時の対応に関する基本方針
- ・ その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

(3) 虐待防止のための研修の実施

- ・ 研修は、福祉職に限らず事業所の様々な職種（事務や調理員、運転手等）の支援者も含み実施することが望ましい。
- ・ 新任職員やパート（短時間労働）の従事者へも障害特性を理解してもらえよう研修を行う。

(4) 運営規程への記載

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めてください。具体的には以下の項目を記載してください。

- ・ 虐待の防止に関する責任者の選定
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及させるための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- ・ 虐待防止のための方策を検討する委員会の設置等に関すること。

◆身体拘束等の具体的な措置

(1) 身体拘束適正化（検討）委員会の開催

- ・ 委員会を定期的に開催し（年に1回以上）、その結果を従業者に周知徹底する。
- ・ 身体拘束適正化のための指針の策定
- ・ 身体拘束適正化のための研修の実施（年に1回以上）

(2) 身体拘束等についての留意事項

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

【緊急やむを得ない場合※すべて満たすことが条件】

- ・ 切迫性：利用者本人または利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い。
- ・ 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。
- ・ 一時性：身体拘束等が一時的であること。

【やむを得ず、身体拘束等を行う場合に必要な手続き】

- ・ 組織による決定と個別支援計画への記載
- ・ 本人及び家族への十分な説明（同意）
- ・ 行政への相談、報告
- ・ 必要な事項の記録（太陽、時間、利用者の心身状況、理由等）

◆基準を満たしていない場合の減算措置

(1) 身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）

（以下の項目のいずれかに該当する場合は、基本報酬から減算）

- ・身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録していない場合
- ・身体拘束適正化委員会を定期的（年に1回以上）していない、その結果を従業者に周知していない場合
- ・身体拘束適正化のための指針を策定していない場合
- ・従業者に身体拘束適正化のための研修を定期的（年に1回以上）実施していない場合

< 参考 >

1. 感染症対策の強化

【感染症対策指針作成の手引き等について】（厚生労働省HP）

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2. 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

【自然災害発生時の業務継続ガイドライン等】（厚生労働省HP）

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3. 障害者虐待防止のさらなる推進

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】（厚生労働省HP）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

4. 身体拘束等の適正化の推進

【身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取り組み事例集等】（厚生労働省HP）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>